

社会福祉法人妙光福社会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人妙光福社会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、法人業務を行うにあたって負担した費用については、実費を原則として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、旅費に関しては次の通り支給する。

(1) 役員等が理事会その他の会議に出席した時は、往復の交通費として合理的に算出された金額を支給する。ただし、職員と兼務している役員等については支給しない。

(2) 役員等が職務の為に出張した時は、当法人の旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(改廃)

第4条 この規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。